

平成18年6月7日

株 主 各 位

東京都品川区東品川二丁目2番20号

石油資源開発株式会社

代表取締役社長 棚 橋 祐 治

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪三丁目13番1号
高輪プリンスホテル 地下1階 プリンスルーム
(末尾の「株主総会会場案内図」をご参照のうえ、ご来場下さい。)

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第36期〔自 平成17年4月1日〕
〔至 平成18年3月31日〕 営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件
 2. 第36期〔自 平成17年4月1日〕
〔至 平成18年3月31日〕 連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 第36期利益処分案承認の件
第2号議案 定款中一部変更の件
第3号議案 取締役5名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
第6号議案 監査役の報酬額改定の件

4. 招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

以 上

※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

※株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.japex.co.jp/>) に掲載させていただきます。

営 業 報 告 書

(自 平成17年4月1日)
(至 平成18年3月31日)

I. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益の改善を背景として設備投資が活発化するとともに、雇用及び家計の改善により個人消費も緩やかな増加傾向を維持し、景気は着実に回復を続けました。

一方、石油情勢をみると、国際原油価格が年度初めより上昇の一途をたどった上、為替相場も円安基調で推移したことから、国産原油価格も大幅に上昇しました。しかしながら、国産天然ガス価格については、規制緩和の急速な進展により、エネルギー間の競争が激しさを増す中で、当社グループにとって引続き厳しい状況にありました。

このような状況のもとで、当社グループは、低廉かつ安全なエネルギーの長期安定供給を目指して、パイプラインの安全操業に努めるほか、国内外における効率的な探鉱開発に全力を注いでまいりました。

まず、天然ガスの供給については、新潟・仙台間及び勇払・札幌間ガスパイプライン等を活用して、沿線地域の需要開拓に積極的に取り組んでおります。

また、新潟・仙台間ガスパイプラインを宮城県白石市から分岐し、福島県福島市を經由し郡山市に至る新たなパイプライン（白石・郡山間ガスパイプライン 延長：約95km）の建設は、平成19年3月の操業開始に向け順調に工事を進めております。本パイプラインの沿線については、福島市及び郡山市のガス事業者への供給が決定しておりますが、さらなる需要開拓を積極的に推進しております。

一方、パイプライン沿線以外の地域に対する天然ガスの供給については、液化天然ガス（LNG）としてタンクローリー輸送及び鉄道を利用したタンクコンテナ輸送により、新規顧客の獲得に努めております。北海道における勇払LNGプラントからの供給についても順調に販売を続けております。

次に、探鉱開発の状況については、国内の探鉱作業として、北海道苫小牧沖、青森県八戸沖、秋田県由利原・鮎川地域及び新潟県岩船沖でそれぞれ試掘を終了したほか、北海道江別地域及び勇払地域で各1坑の試掘作業を実施中であります。このうち、作業中の勇払地域で良好な結果を得ております。

一方、海外の探鉱開発については、平成17年10月、北アフリカのリビアにおけるプロジェクトに参加することを決定し、新会社(株)ジャベックスリビアを設立しております。

なお、イラクにおいては当連結会計年度よりイラク石油省との間で油田に関する評価作業等の共同スタディー及び技術協力等を開始いたしました。

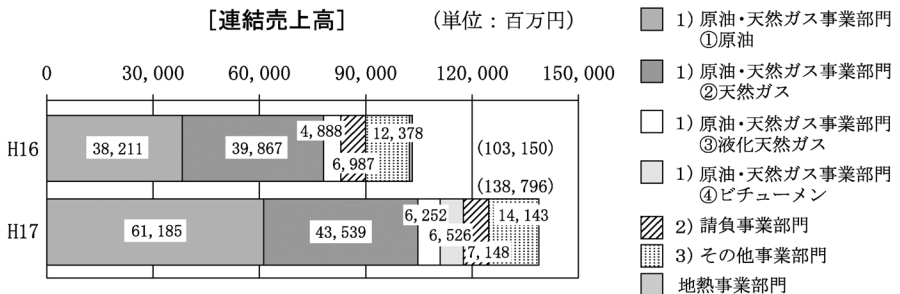
当社グループの主要プロジェクト会社の状況については、まず、中国の南海珠江口沖では、新南海石油開発(株)が原油の生産を継続し、さらに追加開発作業を実施いたしました。

カナダのアルバータ州では、カナダオイルサンド(株)が、水平坑井を利用したピチューメンの生産を継続しております。

インドネシアのカリマンタン島東部で(株)ユニバースガスアンドオイルが原油、ガスの生産を続けております。

当連結会計年度の業績については、原油価格が高値水準で推移したことに伴う原油販売の増加等により、原油・天然ガス事業部門の売上高は前連結会計年度比約41.6%増の1,175億4百万円となりました。

これに、請負事業部門及びその他事業部門を加えた売上高は、石油製品販売の増加等により、前連結会計年度比約34.6%増の1,387億9千6百万円となりました。



(百万円)

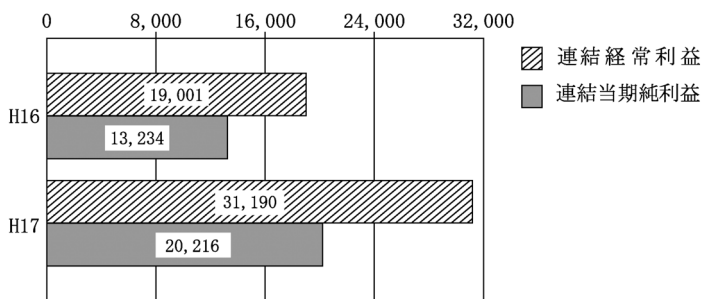
	平成16年度 第35期	平成17年度 第36期	増 減 (%)
(石油・天然ガス関連事業)			
1) 原油・天然ガス事業部門	82,966	117,504	34,537 (41.6)
①原油	38,211	61,185	22,974 (60.1)
②天然ガス	39,867	43,539	3,672 (9.2)
③液化天然ガス	4,888	6,252	1,364 (27.9)
④ピチューメン	—	6,526	6,526 —
2) 請負事業部門	6,987	7,148	161 (2.3)
3) その他事業部門	12,378	14,143	1,765 (14.3)
(地熱事業)			
地熱事業部門	818	—	-818 (-100.0)
[連 結 売 上 高]	103,150	138,796	35,645 (34.6)

(注) 前連結会計年度に九州地熱㈱が地熱事業を九州電力㈱に譲渡したことに伴い、当連結会計年度においては地熱事業部門の売上はありません。

当連結会計年度の損益では、国内探鉱作業量の増加により探鉱費が増加したものの、前記のとおり原油価格の高騰により売上高が大幅に増加したこと、また前連結会計年度の下半期より連結子法人等となった新南海石油開発㈱及びビジャワ石油㈱の収益が通期にわたり寄与したこと等により、経常利益は前連結会計年度比121億8千9百万円(64.1%)増の311億9千万円となりました。

この結果、当期純利益も、前連結会計年度比69億8千1百万円(52.8%)増の202億1千6百万円となりました。

[連結経常利益/連結当期純利益] (単位:百万円)



以下当連結会計年度における概況につき、項目別にご報告いたします。

国内の石油・天然ガス探鉱開発の状況

秋田県及び新潟県において地下の深部情報を得るべく物理探鉱を実施するとともに、既発見地域の周辺で試掘を実施する等、埋蔵量の確保、増大に全力を注いできました。試掘作業の状況は次のとおりです。

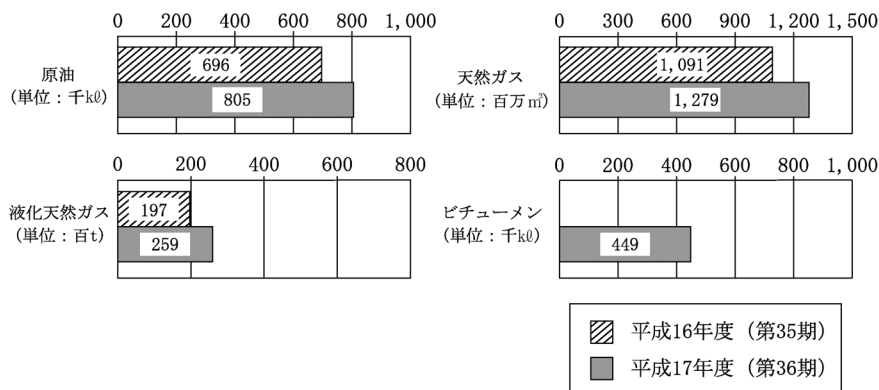
[試掘作業の状況]

作業地域	坑井名	坑井種別	作業期間	結果
北海道 江別市	幌向 SK-1	試掘井	H18. 1～(作業中)	
〃 苫小牧市	沼ノ端(T1)東 SK-1aD	〃	H18. 1～(作業中)	成功
〃 苫小牧沖海域	胆振沖北部 SJN-1	〃	H17. 8～H17. 11	廃坑
青森県 八戸沖海域	三陸沖北部 JSN-1	〃	H17. 4～H17. 8	〃
秋田県 由利本荘市	由利原 SK-18D	〃	H17. 2～H17. 5	〃
新潟県 岩船沖海域	岩船沖西 MS-1	〃	H17. 3～H17. 6	成功
〃 新潟市	東新潟 MS-45	探掘井	H17. 1～H17. 4	〃
〃 〃	東新潟 MS-46	〃	H17. 4～H17. 6	〃

原油、天然ガスの生産の状況

当連結会計年度における原油、天然ガスの生産の状況（数量）は次のとおりです。

[当社グループの生産数量]



製品名	平成16年度 第35期	平成17年度 第36期	増減 (%)
原油 [kℓ]	696,814	805,612	108,797 (15.6)
天然ガス [千m ³]	1,091,902	1,279,066	187,164 (17.1)
液化天然ガス [t]	19,771	25,901	6,130 (31.0)
ビチューメン [kℓ]	—	449,785	449,785 (—)

(注) 天然ガス生産量の一部は、液化天然ガスの原料として使用しております。

なお、当社グループの主要な油・ガス田は、勇払油ガス田（北海道）、申川油田、由利原油ガス田、鮎川油ガス田（以上秋田県）、岩船沖油ガス田、東新潟、吉井、片貝各ガス田（以上新潟県）、陸豊13-1油田（新南海石油開発株 中国南海珠江口沖）等です。

海外事業の状況

当連結会計年度における当社グループが関与する主要な海外プロジェクトの事業状況は次のとおりです。

対象国(地域)	会社名	事業状況
インドネシア (カリマンタン島東部)	㈱ユニバースガスアンドオイル	<ul style="list-style-type: none"> 生産物分与契約に基づくBP社及びFENI社他との共同探鉱開発事業。既存油、ガス田より生産中。 事業権益比率 4.375% 年間生産量 (権益相当分) 原油 1,462,406kℓ (63,980kℓ) ガス 7,128百万m³ (312百万m³) (平成17年1月～12月実績)
(ジャワ島)	ジャワ石油㈱	<ul style="list-style-type: none"> プラティナ社との資金貸付契約に基づき、探鉱開発資金を供与。報酬及び供与ローン返済分として生産物を取得。
マレーシア (サラワク沖)	JAPEX (U. S.) Corp. (ジャベックス・ユース社)	<ul style="list-style-type: none"> マレーシアLNGⅢプロジェクトへの出融資。
フィリピン (セブ島沖)	石油資源開発㈱	<ul style="list-style-type: none"> 生産物分与契約に基づく共同探鉱開発事業。地震探鉱作業実施。
中国 (南海珠江口沖)	新南海石油開発㈱	<ul style="list-style-type: none"> 生産物分与契約に基づく共同探鉱開発事業。陸豊13-1油田より生産中。開発井3坑掘削。(他日本2社と共同オペレーター) 事業権益比率 30% 年間生産量 (権益相当分) 原油 546,102kℓ (163,830kℓ) (平成17年1月～12月実績)

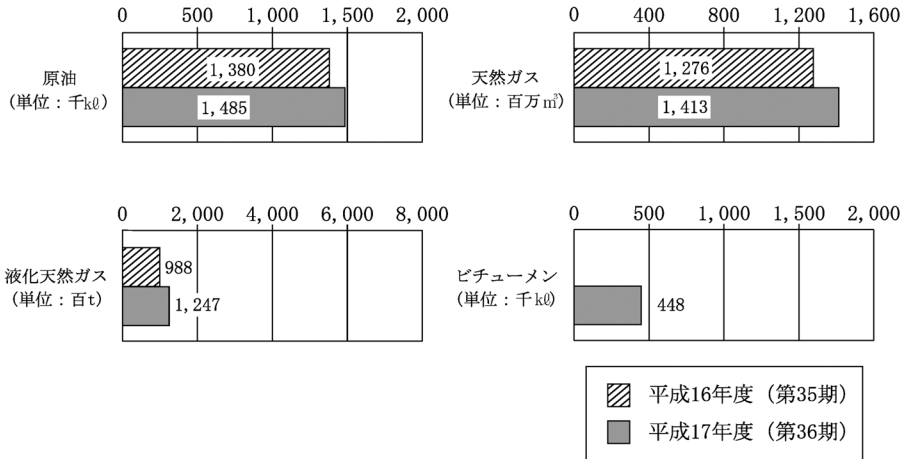
対象国（地域）	会社名	事業状況
ロシア （サハリン島陸棚）	サハリン石油ガス開発㈱	<ul style="list-style-type: none"> ・生産物分与契約に基づくエクソンモービル社他との共同探鉱開発事業。第1期開発作業中。平成17年10月ロシア国内向けの原油、ガスの生産開始。 ・事業権益比率 30% ・年間生産量（権益相当分） 原油 470,751kℓ（141,225kℓ） ガス 182百万m³（55百万m³） （平成17年10月～12月実績）
カナダ （アルバータ州）	カナダオイルサンド㈱	<ul style="list-style-type: none"> ・鉱区リース契約に基づくオイルサンド探鉱開発事業。水平井3ベアからビチューメンの生産開始。計15ベアより生産中。 ・事業権益比率 100%（生産中の鉱区分） ・年間生産量 ビチューメン 449,785kℓ （平成17年1月～12月実績）
イラン （イラン海上）	J J I S & N B. V. （ジェージェーアイ エスアンドエヌ社）	<ul style="list-style-type: none"> ・バイバック契約に基づくシェル社他との共同開発事業。Soroosh油田&Nowrooz油田より生産中。 ・事業権益比率 20%
リビア （リビア陸上及び海上）	㈱ジャベックスリビア （平成17年10月18日設立）	<ul style="list-style-type: none"> ・2鉱区における生産物分与契約に基づく探鉱開発事業。1鉱区は単独、他鉱区は新日本石油開発㈱及び三菱商事㈱との共同開発事業。

- (注) 1. 平成18年4月26日付にて、インドネシアにおける新たなプロジェクトに参加するため、新会社㈱ジャベックスBlock Aを設立いたしました。
2. 平成18年4月27日開催の取締役会において、当社がフィリピンにおいて参加中の生産物分与契約に基づく共同探鉱開発事業に関する権利義務を引き継ぎ、事業を推進するための新会社として㈱ジャベックスフィリピンを設立することを決定いたしました。

原油、天然ガスの販売の状況

当連結会計年度における原油、天然ガスの販売の状況（数量）は次のとおりです。

[当社グループの販売数量]



製品名	平成16年度 第35期	平成17年度 第36期	増減 (%)
原油 [kℓ]	1,380,337	1,485,849	105,511 (7.6)
天然ガス [千㎡]	1,276,887	1,413,717	136,830 (10.7)
液化天然ガス [t]	98,825	124,736	25,910 (26.2)
ビチューメン [kℓ]	—	448,951	448,951 (—)

(注) 上記の数量には商品売上の数量が含まれております。

(2) 企業集団の設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資額は199億円（前期135億円）であり、主なものは、燕市よりのガス事業資産の譲受（白根瓦斯㈱）、採掘井の掘削作業、白石・郡山間ガスパイプライン建設工事の他、生産施設工事等です。

また、当連結会計年度中、白石・郡山間ガスパイプライン建設工事資金宛に80億円の長期借入を行いました。

(3) 企業集団が対処すべき課題

ガス事業法及び電気事業法の改正をはじめとする規制緩和の急速な進展に伴い、我が国のエネルギー産業は本格的な大競争時代を迎えており、各エネルギー業種間における新規参入を交えた競争は日々熾烈さを増しております。

特に、平成16年4月に施行された改正ガス事業法においては、自由化範囲の一層の拡大に加えて、当社のパイプラインによるガス供給についても「ガス導管事業」という新しい概念により他者のガスを託送供給する義務が課されたことから、今後の当社グループのガス事業展開は大きく変わろうとしております。

こうした中、当社グループの主要な収益基盤である天然ガスは、そのクリーンな環境特性から高い注目を集めております。地球温暖化対策に関する京都議定書の温暖化ガス排出削減目標達成に向けて、政府による対策の強化や企業及び個人レベルでの取り組みが活発化することにより、今後、天然ガスの需要は、ますます増大すると想定され、当社グループの天然ガス事業の飛躍を図る好機であると捉えております。

また、石油については、今後も我が国における一次エネルギーの中心的役割を担うべき重要な資源であるとの認識のもと、昨今の国際的な価格高騰や供給安定性に対する懸念の増大を背景に、探鉱・開発事業の重要性が改めて指摘されていることにも鑑み、天然ガスと並ぶ当社グループ事業基盤の重要な一翼として位置づけております。

このような観点から、当社は、天然ガスの拡販並びに石油・天然ガスの埋蔵量の維持、拡大が経営の最重要課題であると考えております。

【天然ガスの拡販及び供給体制の整備】

激化する競争環境に対応するとともに、環境にやさしい天然ガスの拡販を図るため、当社グループは、天然ガス事業の上流（探鉱・開発）、中流（輸送・貯蔵）、下流（大口供給、都市ガス事業者への供給等）を効率的に一貫操業する供給体制の活用と整備に取り組んでおります。

そのため、既設パイプライン沿線における拡販への取り組み強化と新潟・仙台間ガスパイプラインから分岐する白石・郡山間ガスパイプラインの敷設工事の推進（平成18年度完成予定）に加えて、さらに、仙台・いわき間海底ガスパイプラインの建設に向けた本格調査を開始することといた

しました。当社はこうした取り組みを通じて、天然ガス輸送ネットワークの一層の拡充を図る所存です。

一方、ガスパイプライン沿線以外の地域に天然ガスを液体状態で届ける「LNGサテライト供給」については、タンクローリー輸送及び鉄道タンクコンテナ輸送方式の利用により、東北、北陸及び九州地方における広範囲な地域への天然ガスの供給に努めるとともに、北海道においても勇払産ガスのLNGタンクコンテナによる道内需要家への供給拡大に向けて、平成19年度の完成を目指した液化プラントの増強工事を進めております。

このような天然ガス事業の展開を通じ、当社は、平成20年度の天然ガス販売量を17億 m^3 （商品LNG販売を含む）にすることを目標としております。

加えて、上流部門を保有する当社グループの独自性を活かし、各種の設備とサービスを有機的に結合した天然ガスの輸送・地下貯蔵ネットワークの拡充によるビジネスの構築に努める所存です。

【探鉱・開発の効率的実施と新規鉱量の確保】

探鉱・開発を事業の骨格とする当社グループにおいては、埋蔵量を維持、拡大し、長期にわたり安定的な石油・天然ガス供給体制を整備することが重要な課題であります。特に、重要な収益の源泉であり価格競争力のある国内埋蔵量の重点的な拡大に向けて、新潟、秋田及び北海道地域を中心とする「大規模ガス埋蔵量の追加を目指した探鉱」と「既存油・ガス田周辺での埋蔵量の上積みを指向した探鉱」を効率よく組み合わせ、計画的かつ積極的な探鉱を実施してまいります。

また、海外においても、長期的に安定した経営基盤を確立することが重要であるとの認識のもと、重点地域を設定の上、事業の効率化及び発掘に努めます。即ち、現在生産中の油・ガス田については、操業及び開発の一層の効率化を目指すとともに、新規事業の発掘に当たっては、リスクが低くリターンが早い生産中及び既発見未開発油・ガス田の権益取得と相対的に高いリターンが期待され事業期間も長い探鉱資産をバランス良く取得する方針であり、こうした取り組みの一環として、イラク石油省との技術協力を通じた関係強化や権益取得に成功したリビアにおける探鉱事業を推進するとともに、さらなるプロジェクトの発掘を積極的に行う所存です。

【環境問題への取り組み】

重要課題への取り組みに当たっては、地球環境にやさしい天然ガスの供給企業として、当社は、社内環境マネジメントシステム（当社全事業所でのISO14001認証取得済）の継続的な運用を通じて社内の環境意識を高め、事業活動に伴う環境負荷の低減に努めるとともに、国内外の植林事業への参加・資金拠出等、社会的な環境保全活動への貢献にも取り組む所存です。また、我が国においても温室効果ガス削減に関する排出権取引をはじめとする新たな環境ビジネスも創出されつつあることから、当社としても天然ガスの多角的利用や当社グループが保有する技術の環境事業分野への適用への取り組みを進める所存であり、研究開発課題として、天然ガスの主成分であるメタンから液体燃料を生成する技術（GTL：Gas To Liquids）や二酸化炭素の地下貯留技術等の新分野にも積極的に取り組んでおります。

当社グループは、このような取り組みを通じて事業基盤及び競争力の一層の強化に努め、徹底した経営効率化を進めることにより、企業グループとしての持続的発展と株主価値の最大化を図る所存です。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 営業成績及び財産の状況の推移

① 企業集団の業績及び財産の状況の推移

[単位：百万円] (※を除く)

区 分	平成14年度 第33期	平成15年度 第34期	平成16年度 第35期	平成17年度 第36期
売 上 高	90,683	96,713	103,150	138,796
経 常 利 益	12,769	14,468	19,001	31,190
当 期 純 利 益	8,828	9,960	13,234	20,216
1株当たり当期純利益(※)	153円14銭	172円76銭	230円05銭	352円11銭
総 資 産	242,455	246,765	393,733	532,516
純 資 産	186,914	195,715	293,152	386,222

- (注) 1. 第34期における当期純利益増加の主な要因は、有価証券評価損等の営業外費用の減少です。
2. 第35期における当期純利益増加の主な要因は、新南海石油開発(株)及びジャワ石油(株)が新たに連結対象となったことが寄与したことです。
3. 第35期における総資産及び純資産増加の主な要因は、国際石油開発(株)の株式が東京証券取引所市場第一部へ上場されたことに伴い、時価評価したことによります。
4. 当期における当期純利益増加の主な要因は、前記(1)「企業集団の営業の経過及び成果」に記載のとおりです。
5. 当期における総資産及び純資産増加の主な要因は、国際石油開発(株)株式の株価上昇によります。
6. 当社は、平成15年1月1日付をもって1株につき4株の割合による株式分割を行いました。なお、第33期の1株当たり当期純利益は、当該株式分割が期首に行われたものとして算出しております。

② 当社の業績及び財産の状況の推移

[単位：百万円] (※を除く)

区 分	平成14年度 第33期	平成15年度 第34期	平成16年度 第35期	平成17年度 第36期
売 上 高	77,490	82,343	86,669	94,377
経 常 利 益	11,578	12,481	14,569	20,012
当 期 純 利 益	8,385	9,602	10,765	14,733
1株当たり当期純利益(※)	145円44銭	166円56銭	186円92銭	256円39銭
総 資 産	212,488	217,802	361,281	499,301
純 資 産	177,774	186,923	279,700	365,860

- (注) 1. 第34期における当期純利益増加の主な要因は、有価証券評価損等の営業外費用の減少です。
2. 第35期における当期純利益増加の主な要因は、新南海石油開発㈱等からの受取配当金の増加です。
3. 第35期における総資産及び純資産増加の主な要因は、国際石油開発㈱の株式が東京証券取引所市場第一部へ上場されたことに伴い、時価評価したことによります。
4. 当期における当期純利益増加の主な要因は、原油販売価格上昇による増収です。
5. 当期における総資産及び純資産増加の主な要因は、国際石油開発㈱株式の株価上昇によります。
6. 当社は、平成15年1月1日付をもって1株につき4株の割合による株式分割を行いました。なお、第33期の1株当たり当期純利益は、当該株式分割が期首に行われたものとして算出しております。
7. 第34期より、「商法施行規則の一部を改正する省令」（平成15年2月28日 法務省令第7号）による改正後の商法施行規則の規定に基づいて計算書類を作成しておりますので、従来の「当期利益」「1株当たり当期利益」は、それぞれ「当期純利益」「1株当たり当期純利益」と表示しております。

II. 企業集団及び会社の概況（平成18年3月31日現在）

(1) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、石油・天然ガス関連事業として原油・天然ガス、請負及びその他の3部門に係る事業を主として行っております。

事業部門		
石油・天然ガス 関連事業	原油・天然ガス	・原油・天然ガスの探鉱開発、生産、仕入、販売
	請負	・坑井の掘削作業、坑井に関する作業、物理探鉱作業、パイプライン保守管理等の請負
	その他	・L P G、C 重油等の石油製品及びガス製品の製造、販売等 ・原油、天然ガス及びL N Gの受託輸送

(2) 株式の状況

- ① 会社が発行する株式の総数 120,000,000株
 ② 発行済株式の総数 57,154,776株
 ③ 当期末株主数 5,365名
 ④ 大株主（上位10名を記載）

株主名	持株数（出資比率）	当社の当該株主への出資状況 （ ）内は、出資比率
経済産業大臣	28,543,724株（49.94%）	一株（—%）
帝国石油(株)	2,847,612（4.98）	6,123,000（2.01）
J F Eエンジニアリング(株)	1,848,012（3.23）	—（—）
日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口)	1,444,800（2.53）	—（—）
日本マスタートラスト信託銀行(信託口)	1,129,500（1.98）	—（—）
(株)みずほコーポレート銀行	920,152（1.61）	—（—）
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	906,900（1.59）	—（—）
新日本石油精製(株)	872,456（1.53）	—（—）
新日本石油(株)	763,400（1.34）	—（—）
伊藤忠商事(株)	698,000（1.22）	—（—）

(注) 帝国石油(株)は、平成18年4月3日付にて国際石油開発(株)と共同して商法第364条に定める株式移転を行い完全親会社「国際石油開発帝石ホールディングス(株)」を設立し、その完全子会社となっております。同日付における、当社の国際石油開発帝石ホールディングス(株)への出資比率は11.3%となっております。

(3) 自己株式の取得、処分等及び保有

① 当営業年度中に取得した自己株式

普通株式	136株
取得価額の総額	0百万円

② 決算期において保有する自己株式

普通株式	1,090株
------	--------

(4) 企業集団の従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,481名 (362名)	11名 (36名)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
768名 (121名)	-7名 (8名)	40.6歳	19.1年

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 平均年齢、平均勤続年数の算出に当たっては、従業員のうち他社からの出向者等 (28名) を除外しております。

(5) 企業結合の状況

① 国（経済産業大臣）との関係

平成15年12月10日、当社株式の65.74%を保有していた石油公団が同公団保有株式の売出しの方法により、当社株式を東京証券取引所に上場したことにより、公団の株式保有比率は49.94%となり、その後、平成17年4月1日付同公団の解散により、同日付で当該株式は国（経済産業大臣）の保有となっております。

② 重要な子法人等の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	当社の 出資比率	主要な事業内容 (対象地域)
白根瓦斯(株)	3,000	100.0%	新潟県新潟市他における ガスの製造、供給及び販売
(株)地球科学総合研究所	2,100	100.0	物理探鉱作業請負、物理 探鉱技術開発
(株)ジャベックスリビア (平成17年10月18日設立)	1,000	100.0	石油資源の探鉱開発 (リビア陸上及び海上)
(株)物理計測コンサルタント	446	100.0	物理検層、マッドロッキ ング作業請負
エスケイエンジニアリング(株)	300	100.0	坑井掘削、エンジニアリ ング業務請負
秋田県天然瓦斯輸送(株)	250	100.0	秋田県におけるパイプ ラインによる天然ガス輸送
エスケイ産業(株)	90	100.0	石油製品の製造及び販売、不動産 管理、保険及び旅行代理店
(株)ジャベックスパイプライン	80	100.0	パイプラインの保守、管理
北日本オイル(株)	80	100.0	原油の精製加工及び販売、 廃油の再生処理
北日本防災警備(株)	30	86.7	産業防災業務、警備保障 業務
カナダオイルサンド(株)	1,682	86.6	オイルサンドの探鉱開発 (カナダアルバータ州)
新南海石油開発(株)	2,300	82.0	石油資源の探鉱開発、生産 (中国南海珠江口沖)
日本海洋石油資源開発(株)	5,963	70.6	日本海大陸棚の石油資源 の探鉱開発、生産
ジャワ石油(株)	400	67.5	ブルタミナ社に対する探 鉱開発事業資金の貸付 (インドネシア共和国ジャワ島)
J A P E X (U . S .) C o r p . (ジャベックス・ユーエス社)	(千米ドル) 113,900	100.0	マレーシア L N G Ⅲ プロ ジェクトへの出融資

- (注) 1. 白根瓦斯(株)は平成17年5月27日付にて、23億円の増資を行いました。
2. カナダオイルサンド(株)は平成17年8月2日付にて、348億円の無償減資を行いました。
3. ジャワ石油(株)は平成17年8月16日付にて、58億円の有償減資を行いました。
4. 新南海石油開発(株)は平成18年3月29日開催の定時株主総会において、19億円の有償減資を行い、資本金を4億円とすることにつき決議いたしました。
5. 平成18年4月26日付にて、インドネシアにおける新たなプロジェクトに参加するため、新会社(株)ジャベックス B 1 o c k A を設立いたしました。
6. 平成18年4月27日開催の取締役会において、当社がフィリピンにおいて参加中の生産物分与契約に基づく共同探鉱開発事業に関する権利義務を引き継ぎ、事業を推進するための新会社として(株)ジャベックスフィリピンを設立することを決定いたしました。

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の 出資比率	主要な事業内容 (対象地域)
東北天然ガス(株)	300	45.0%	天然ガス、石油系燃料の購入、販売
J. J. I. S & N. B. V. (ジェージェーアイ エスアンドエヌ社)	(千ユーロ) 36,883	41.7 (62.5)	石油資源の開発、生産 (イラン・イスラム共和国海上)
(株) テル ナ イ ト	98	39.8	掘削用調泥剤の製造販売、 泥水技術サービス
(株)ユニバースガスアンドオイル	9,443	33.4 (40.1)	石油資源の探鉱開発、生産 (インドネシア共和国カリマ ンタン島東部)
日本海洋掘削(株)	4,000	33.3	海洋における石油資源の 掘削請負
北九州エル・エヌ・ジー・ローリー販売(株)	30	33.0	九州地方における液化天然 ガスの輸送、販売

- (注) 1. 出資比率の()は、国(経済産業大臣)を除く民間株主出資分中の当社の出資比率です。
2. 日本サハリンパイプライン(株)は、平成17年10月24日付にて、清算結了いたしました。

④ その他重要な出資会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の 出資比率	主要な事業内容 (対象地域)
国際石油開発(株)	29,460	13.5% (21.1)	石油資源の探鉱開発、生産 (インドネシア共和国他)
サハリン石油ガス開発(株)	22,592	14.5 (28.9)	石油資源の探鉱開発、生産 (ロシアサハリン島陸棚)

- (注) 1. 出資比率の()は、国(経済産業大臣)を除く民間株主出資分中の当社の出資比率です。
2. 国際石油開発(株)は、平成18年4月3日付にて帝国石油(株)と共同して商法第364条に定める株式移転を行い完全親会社「国際石油開発帝石ホールディングス(株)」を設立し、その完全子会社となっております。同日付における、当社の国際石油開発帝石ホールディングス(株)への出資比率は11.3%となっております。

⑤ 企業結合の経過と成果

当連結会計年度中、㈱ジャベックスリビアが設立され連結子法人等となったほか、平成17年11月4日付にて日本海洋石油資源開発㈱株式の一部を譲受けたことにより出資比率が67.7%から70.6%となり、平成17年12月31日付にて、JAPEX (U.S.) Corp. がJAPEX Gulf Producing Corp. を吸収合併いたしました。

上記の重要な子法人等15社及び重要な関連会社6社を含め、当期の連結子法人等は17社（前期17社）、持分法適用関連会社は7社（前期8社）であります。

なお、当期の連結業績の概要は次のとおりであります。

[単位：百万円]

区 分	平成16年度 第35期	平成17年度 第36期	増 減 (%)
連 結 売 上 高	103,150	138,796	35,645 (34.6)
連結当期純利益	13,234	20,216	6,981 (52.8)

(6) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高	借入先が所有する当社の株式数 () 内は、出資比率
シンジケートローン(注)1	7,000百万円	—株 (—%)
シンジケートローン(注)2	3,000	— (—)
日本政策投資銀行	2,000	— (—)
㈱三菱東京UFJ銀行	2,000	600,000 (1.06)
㈱三井住友銀行	1,000	— (—)

- (注) 1. シンジケートローンは、メリルリンチ日本フィナンズ㈱をエージェントとし、三井生命保険㈱、㈱西日本シティ銀行他4社からのローンにより構成される協調融資です。
2. シンジケートローンは、㈱みずほコーポレート銀行をエージェントとし、㈱大垣共立銀行他2社からのローンにより構成される協調融資です。㈱みずほコーポレート銀行が所有する当社の株式数は920,152株で出資比率は1.61%です。
3. 上記のほか、連結子法人等2社からの借入金残高4,933百万円があります。

(7) 企業集団の主要な事業所

[石油・天然ガス関連事業]

① 原油・天然ガス事業

当社 本社	東京都品川区	
日本海洋石油資源開発(株) 本社	東京都品川区	
国内事業拠点	当社 札幌鉱業所	北海道札幌市
	秋田鉱業所	秋田県秋田市
	長岡鉱業所	新潟県長岡市
	日本海洋石油資源開発(株) 新潟鉱業所	新潟県新潟市
	白根瓦斯(株)	新潟県新潟市
海外事業拠点	当社 ロンドン事務所	英国ロンドン市
	ドバイ事務所	アラブ首長国連邦ドバイ
	ヒューストン事務所	米国テキサス州ヒューストン市
	北京事務所	中華人民共和国北京市
	ジャカルタ事務所	インドネシア共和国ジャカルタ市
	カナダオイルサンド(株)	カナダアルバータ州カルガリー市
	新南海石油開発(株)	中華人民共和国広東省深圳市
研究開発拠点	当社 技術研究所	千葉県千葉市

② 請負事業

国内事業拠点	(株)地球科学総合研究所	東京都文京区
	(株)物理計測コンサルタント	東京都千代田区
	エスケイエンジニアリング(株)	東京都千代田区
	(株)ジャベックスパイプライン	新潟県長岡市
	北日本防災警備(株)	新潟県新潟市

③ その他事業

国内事業拠点	エスケイ産業(株)	東京都港区
	北日本オイル(株)	山形県酒田市
	秋田県天然瓦斯輸送(株)	秋田県秋田市

(8) 取締役及び監査役

役 職	氏 名	担当または主な職業
代表取締役 会 長	若 杉 和 夫	
*1代表取締役 社 長	棚 橋 祐 治	
*2代表取締役 副 社 長	岡 部 史 生	海外本部長
*2代表取締役 副 社 長	小 野 良 一	
*2専務取締役	栗 野 哲 男	営業本部長
*2専務取締役	寒 河 井 正	開発本部長、海外本部副本部長
*2常務取締役	木 下 嶺 夫	海外本部副本部長
*2常務取締役	香 田 忠 維	営業本部副本部長
*2常務取締役	森 田 謙 宏	海外本部副本部長
*2常務取締役	箕 輪 毅	秘書室、総務部、人事部担当
*2常務取締役	鈴 木 勝 王	海外本部長補佐
*2常務取締役	讚 良 紀 彦	探鉱本部長、技術研究所担当
※常勤監査役	和 角 清	
※常勤監査役	杉 浦 勉	
監 査 役	角 谷 正 彦	㈱みずほフィナンシャルグループ監査役
監 査 役	横 戸 勲	日本海洋石油資源開発㈱常勤監査役

- (注) 1. ※の監査役は平成17年6月24日開催の定時株主総会で新たに就任いたしました。
2. 取締役 和田恭彦、大原敏廣、佐藤 弘、市川信三、服部昌樹、石井正一、吉田恒夫並びに常勤監査役 小泉定弘及び監査役 岡田 久は平成17年6月24日付で退任いたしました。
3. 監査役 角谷正彦は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役です。
4. 平成18年4月1日付で、専務取締役 栗野哲男は代表取締役専務取締役に就任いたしました。
5. 平成18年4月1日付で、代表取締役副社長 小野良一は代表取締役及び副社長を辞任いたしました。
6. 平成18年5月1日付で、常務取締役 香田忠維に営業本部長を新たに委嘱いたしました。

7. 平成17年6月24日付で執行役員制度を導入いたしました。

*1：代表執行役員を兼任しております。

*2：執行役員を兼任しております。

なお、取締役を兼任しない執行役員は次のとおりです。

役 職	氏 名	担 当 また は 主 な 職 業
常務執行役員	大 原 敏 廣	環境エンジニアリング事業推進室担当
常務執行役員	佐 藤 弘	企画室、経理部、ガスパイプライン事業室担当
常務執行役員	市 川 信 三	資材部担当
常務執行役員	服 部 昌 樹	探鉱本部副本部長
常務執行役員	石 井 正 一	長岡鉱業所長
常務執行役員	吉 田 恒 夫	環境保安室担当、開発本部副本部長
執行役員	揖 斐 敏 夫	札幌鉱業所長
執行役員	斉 藤 満	人事部長
執行役員	藤 井 健	エスケイエンジニアリング㈱代表取締役社長
執行役員	太 田 陽 一	探鉱本部探鉱技術部長
執行役員	青 木 豊	㈱地球科学総合研究所代表取締役社長

8. 平成18年4月1日付で、常務執行役員 佐藤 弘に情報システム部担当を、執行役員 太田陽一に情報システム部長をそれぞれ新たに委嘱いたしました。

(9) 会計監査人に対する報酬等の額

	支払額
① 当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	51百万円
② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	49百万円
③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	32百万円

(注) 当社及び当社の子法人等と会計監査人との間の監査契約において、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、③の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

以 上

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(百万円未満は切捨表示)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	50,690	流 動 負 債	23,036
現金及び預金	14,770	買掛金	5,379
売掛金	12,075	短期借入金	4,933
有価証券	12,497	未払金	1,286
商製品	6	未払費用	6,703
製材	3,416	未払消費税等	409
原料	1,727	未払法人税等	4,173
貯蔵品	1,536	預り金	149
前渡金	430	固 定 負 債	110,404
前払費用	283	長期借入金	15,000
繰延税金資産	621	繰延税金負債	88,318
未収収益	102	退職給付引当金	4,189
短期貸付金	401	役員退職慰勞引当金	718
未収入金	1,109	廃鉦費用引当金	2,176
立替金	582	負 債 合 計	133,440
貸倒引当金	1,132	資 本 金	14,288
	△ 3	利 益 剰 余 金	189,755
固 定 資 産	448,610	利益準備金	3,572
有形固定資産	86,058	任意積立金	170,850
建築物	6,402	探鉦準備金	13,500
構築物	33,784	探鉦投資等積立金	47,246
坑井	6,213	特別償却準備金	187
機械装置	20,654	固定資産圧縮積立金	215
船舶	0	別途積立金	109,700
車輛運搬具	7	当期末処分利益	15,333
工具器具備品	2,200	株 式 等 評 価 差 額 金	161,821
土工	10,561	自 己 株 式	△ 4
建設仮勘定	6,215	資 本 合 計	365,860
掘さく仮勘定	18	負 債 及 び 資 本 合 計	499,301
無形固定資産	848		
借地権	150		
ソフトウェア	679		
その他	18		
投資その他の資産	361,702		
投資有価証券	312,293		
関係会社株	51,527		
出資	0		
長期貸付金	5,590		
長期前払費用	1,695		
長期未収入金	8,544		
その他	5,370		
貸倒引当金	△ 63		
海外投資等損失引当金	△ 23,256		
資 産 合 計	499,301		

損 益 計 算 書

(自 平成17年 4月 1日
至 平成18年 3月 31日)

(百万円未満は切捨表示)

科 目	金	額
	百万円	百万円
(経常損益の部)		
営 業 損 益 の 部		
営 業 収 益		
売 上 高	94,377	94,377
営 業 費 用		
売 上 原 価	48,807	
探 鉱 費	8,654	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	18,993	76,455
営 業 利 益		17,922
営 業 外 損 益 の 部		
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	263	
有 価 証 券 利 息	437	
受 取 配 当 金	4,136	
そ の 他	1,203	6,041
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	149	
海 外 投 資 等 損 失 引 当 金 繰 入 額	2,669	
廃 鉱 費 用 引 当 金 繰 入 額	407	
そ の 他	724	3,950
経 常 利 益		20,012
(特別損益の部)		
特 別 利 益		
国 庫 補 助 金 等 収 入	247	247
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	89	
固 定 資 産 売 却 損	3	92
税 引 前 当 期 純 利 益		20,166
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		4,810
法 人 税 等 調 整 額		621
当 期 純 利 益		14,733
前 期 繰 越 利 益		1,456
中 間 配 当 額		857
当 期 未 処 分 利 益		15,333

貸借対照表及び損益計算書についての注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

①商品及び製品

先入先出法による原価法

②原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

仙台バイブライン、札幌鋳業所の生産、販売用資産（管理用資産を除く）及び平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を、その他の資産については定率法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 2～50年

構 築 物 3～60年

坑 井 3年

機械装置 2～13年

なお、坑井等の減価償却については、実質残存価額（備忘価額1円）まで償却しております。

②無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(5) 繰延資産の処理方法

開発費

発生時に全額を費用処理しております。

(6) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②退職給付引当金

従業員等の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理することとしております。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。当該引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

④海外投資等損失引当金

資源開発関係投融資の評価額の低下に対応して、投融資先各社の資産状態を検討のうえ、純資産基準により計上しております。

⑤ 廃鉾費用引当金

今後発生する廃鉾費用に備えるため、廃鉾計画に基づき当該費用の見積り額を期間を基準に計上しております。当該引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

(7) 収益及び費用の計上基準

長期の大規模工事（工期1年超、請負金額30億円以上）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(8) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(9) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	金利スワップ、為替予約、外貨預金
ヘッジ対象	借入金、投資有価証券、買掛金

③ ヘッジ方針

金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、また、外貨建債権債務の為替リスクを回避する目的で、対象資産・負債及び予定取引数量の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

当社の行っている金利スワップは、想定元本、取引期間、金利交換日等が原資産及び原負債と概ね一致しているため、事前にヘッジ指定を行い、これをもって有効性判定に代えております。また、特例処理によっている金利スワップ及び振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。外貨預金についてもヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始以降のキャッシュ・フロー変動を相殺できるため有効性の評価を省略しております。

(10) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(11) 関係会社特例規定の適用

商法施行規則第48条第1項の「関係会社特例規定」を適用して計算書類を作成しております。

2. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	1,866百万円
長期金銭債権	14,103百万円
短期金銭債務	7,870百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 130,272百万円

4. 偶発債務

保証債務残高	28,341百万円
--------	-----------

5. 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額

161,821百万円

6. 1株当たりの当期純利益 256円39銭

7. 関係会社との取引高

売 上 高	6,089百万円
仕 入 高	18,874百万円
営業取引以外の取引高	826百万円

8. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

利 益 処 分 案

	円
当 期 未 処 分 利 益	15,333,451,428
探 鉱 準 備 金 取 崩 額	3,000,000,000
特 別 償 却 準 備 金 取 崩 額	42,839,793
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 取 崩 額	29,198,449
合 計	18,405,489,670
これを次のとおり処分いたします。	
	円
利 益 配 当 金 (1 株 に つ き 25 円)	1,428,842,150
役 員 賞 与 金 (監査役分3,763,000円を含む)	80,000,000
探 鉱 準 備 金	4,400,000,000
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	129,308,498
別 途 積 立 金	10,900,000,000
次 期 繰 越 利 益	1,467,339,022

(注) 平成17年9月30日現在の株主に対し、857,305,290円（1株につき15円）の中間配当を実施いたしました。

独立監査人の監査報告書

平成18年5月9日

石油資源開発株式会社

代表取締役社長 棚橋 祐治 殿

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 梅澤 厚廣 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 堀越 喜臣 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、石油資源開発株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第36期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第36期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

また、取締役の職務遂行のうち、子会社に関しても指摘すべき事項は認められません。

平成18年5月12日

石油資源開発株式会社 監査役会

常勤監査役 和 角 清 (印)

常勤監査役 杉 浦 勉 (印)

監査役 角 谷 正 彦 (印)

監査役 横 戸 勲 (印)

(注) 監査役 角谷正彦は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成18年3月31日現在)

(百万円未満は切捨表示)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	78,321	流 動 負 債	25,561
現金及び預金	29,639	支払手形及び買掛金	8,195
受取手形及び売掛金	18,713	未払法人税等	6,208
有価証券	15,966	その他	11,157
たな卸資産	8,794	固 定 負 債	112,969
繰延税金資産	837	長期借入金	15,000
その他	4,389	繰延税金負債	88,556
貸倒引当金	△ 19	退職給付引当金	4,735
固 定 資 産	454,195	役員退職慰労引当金	761
有形固定資産	101,112	廃鉦費用引当金	2,943
建物及び構築物	42,899	事業損失引当金	871
坑井	7,760	その他	100
機械装置及び運搬具	28,286	負 債 合 計	138,531
土地	13,131		
建設仮勘定	6,396	少 数 株 主 持 分	
その他	2,637	少 数 株 主 持 分	7,762
無形固定資産	6,333		
連結調整勘定	4,132	資 本 の 部	
その他	2,200	資 本 金	14,288
投資その他の資産	346,749	利 益 剰 余 金	209,095
投資有価証券	335,345	株 式 等 評 価 差 額 金	161,949
長期貸付金	1,827	為 替 換 算 調 整 勘 定	894
長期未収入金	9,351	自 己 株 式	△ 4
繰延税金資産	432	資 本 合 計	386,222
その他	9,008		
貸倒引当金	△ 120	負 債、少 数 株 主 持 分 及 び 資 本 合 計	532,516
海外投資等損失引当金	△ 9,095		
資 産 合 計	532,516		

連 結 損 益 計 算 書

(自 平成17年 4月 1日
至 平成18年 3月 31日)

(百万円未満は切捨表示)

科 目	金	額
(経常損益の部)	百万円	百万円
営業損益の部		
営業収益		
売上高	138,796	138,796
営業費用		
売上原価	77,433	
探鉱費	9,677	
販売費及び一般管理費	24,666	111,777
営業利益		27,018
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息	1,367	
受取配当金	2,548	
有価証券売却益	222	
事業損失引当金戻入額	814	
為替差益	847	
その他	1,426	7,226
営業外費用		
支払利息	144	
有価証券売却損	93	
持分法による投資損失	587	
廃鉱費用引当金繰入額	522	
海外投資等損失引当金繰入額	784	
その他	922	3,054
経常利益		31,190
(特別損益の部)		
特別利益		
貸倒引当金戻入額	77	77
特別損失		
固定資産除却損	101	101
税金等調整前当期純利益		31,166
法人税、住民税及び事業税		8,845
法人税等調整額		448
少数株主利益		1,655
当期純利益		20,216

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子法人等の数 17社
主要な連結子法人等の名称は、「営業報告書 II. 企業集団及び会社の概況(5)企業結合の状況」に記載しているため、省略しております。
なお、㈱ジャベックスリビアについては、当連結会計年度において株式を新規取得したことにより連結の範囲に含めております。また、当連結会計年度において清算により消滅した九州地熱㈱は連結の範囲から除いております。
- (2) 主要な非連結子法人等の名称等
主要な非連結子法人等
セイキプラントサービス㈱、Japex Canada Limited
(連結の範囲から除いた理由)
非連結子法人等は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子法人等の数 0社
なお、当連結会計年度において連結子法人であるJapex (U.S.) Corp. との合併により消滅したJapex Gulf Producing Corp. は持分法適用の範囲から除いてありますが、合併までの損益は持分法を適用しております。
- (2) 持分法適用の関連会社数 7社
主要な会社名
㈱ユニバースガスアンドオイル
なお、当連結会計年度において清算により消滅した日本サハリンパイプライン㈱は持分法適用の範囲から除いてありますが、清算終了までの損益は持分法を適用しております。
- (3) 持分法を適用していない非連結子法人等(セイキプラントサービス㈱、Japex Canada Limited他)及び関連会社(大和探査技術㈱、天然ガス自動車北海道㈱他)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。
- (4) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

- 連結子法人等のうち、JAPEX (U.S.)Corp.、新南海石油開発㈱、Japan Canada Oil Sands Limited、㈱ジャベックスリビアの決算日は、12月31日であります。
連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。
ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
- | | |
|----------|--|
| ①有価証券 | |
| その他有価証券 | |
| 時価のあるもの | 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |
| ②デリバティブ | 時価法 |
| ③たな卸資産 | |
| 商品及び製品 | 主として先入先出法による原価法 |
| 原材料及び貯蔵品 | 主として移動平均法による原価法 |

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

主として定率法を採用しておりますが、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び当社の仙台パイプライン、札幌鉱業所の生産、販売用資産（管理用資産を除く）、並びに国内連結子法人等の2社は、定額法を採用しております。

また、在外連結子法人等の2社は生産高比例法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	2～60年
坑井	3年
機械装置及び運搬具	2～20年

なお、坑井等の減価償却については、実質残存価額（備忘価額1円）まで償却しております。

②無形固定資産

主として定額法を採用しておりますが、国内連結子法人等の2社は生産高比例法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

開発費 発生時に全額を費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②退職給付引当金

従業員等の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理することとしております。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④海外投資等損失引当金

資源開発関係投融資の評価額の低下に対応して、投融資先各社の資産状態を検討のうえ、純資産基準により計上しております。

⑤廃鉱費用引当金

今後発生する廃鉱費用に備えるため、主として廃鉱計画に基づき当該費用の見積り額を期間を基準に計上しております。

⑥事業損失引当金

連結子法人等の活動に伴う損失に備えるため、各社の財政状態の実情を個別に勘案し、損失発生見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

長期の大規模工事（工期1年超、請負金額30億円以上）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	金利スワップ、為替予約、外貨預金、原油カラー
ヘッジ対象	借入金、投資有価証券、買掛金、原油売上高

③ヘッジ方針

金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、また、外債建債権債務の為替リスク、油価の変動リスクを回避する目的で、対象資産・負債及び予定取引数量の範囲内でヘッジを行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

当社グループの行っている金利スワップは、想定元本、取引期間、金利交換日等が原資産及び原負債と概ね一致しているため、事前にヘッジ指定を行い、これをもって有効性判定に代えております。また、特例処理によっている金利スワップ及び振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。外貨預金についてもヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始以降のキャッシュ・フロー変動を相殺できるため有効性の評価を省略しております。原油カラーは、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を相殺することを確認することにより、有効性の判定を行っております。

- (8) 連結子法人等の資産及び負債の評価の方法
連結子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
- (9) 連結調整勘定の償却の方法
連結調整勘定の償却については原則として5年間で均等償却することとしております。
- (10) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5. 有形固定資産の減価償却累計額 151,116百万円

6. 担保に供している資産

現金及び預金290百万円を信用状開設等による支払承諾の担保に供しております。

7. 偶発債務

保証債務残高 28,341百万円

8. 1株当たりの当期純利益 352円11銭

9. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成18年5月9日

石油資源開発株式会社

代表取締役社長 棚橋祐治殿

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 梅澤厚廣 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 堀越喜臣 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、石油資源開発株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第36期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い石油資源開発株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第36期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年5月12日

石油資源開発株式会社 監 査 役 会

常勤監査役 和 角 清 ⑩

常勤監査役 杉 浦 勉 ⑩

監 査 役 角 谷 正 彦 ⑩

監 査 役 横 戸 勲 ⑩

(注) 監査役 角谷正彦は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 第36期利益処分案承認の件

本議案の内容は、26頁に記載のとおりであります。

当社は、株主への利益還元を尊重しつつ、新規埋蔵量の確保を目指した投資並びにパイプラインをはじめとする輸送システム等の整備に向けた内部留保を考慮した上で、長期安定配当を行うことを基本方針としております。

当期の利益配当金につきましては、1株につき25円とさせていただきます。存じます。

これにより、中間配当金1株につき15円を含めました当期の年間配当金は、1株につき40円となります。

また、役員賞与金につきましては、従来の利益処分における役員賞与の金額その他諸般の事情を勘案し、取締役19名及び監査役6名に対し、80,000,000円（監査役分3,763,000円を含む。）を支給することといたしたく存じます。

第2号議案 定款中一部変更の件

1. 議案の要領及び変更の理由

- (1) 平成19年3月末の本社事務所移転予定に伴い、現行定款第3条の本店の所在地を東京都品川区から東京都千代田区に変更するものであります。なお、この変更は、本社事務所移転日から実施することといたします。
- (2) 「会社法」（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日付にて施行されたことに伴い、次のとおり所要の変更を行うものであります。
 - ① 会社法の施行により、当社の機関として、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨の定めがあるとみなされたため、当該規定を新設するとともに、新たに会計監査人の章を新設するものであります。（変更案第4条、第6章）
 - ② 会社法の施行により、株券を発行する旨の定めがあるとみなされたため、当該規定を新設するものであります。（変更案第8条）
 - ③ 単元未満株式について行使できる権利を明確にする規定を新設するものであります。（変更案第10条）
 - ④ 会社法では、株主総会の招集地に関する制限が撤廃されましたが、当社の株主総会の開催場所は、東京都区部に限定する旨定めるものであります。（変更案第15条）

- ⑤ インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対し提供したとみなすための規定を新設するものであります。(変更案第17条)
- ⑥ 取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことができる、いわゆる書面決議が認められたため、これを可能とするための規定を新設するものであります。(変更案第28条)
- (3) その他、会社法の規定に合わせた表現の変更のほか、現行定款の全般にわたり必要と認められる章立て及び条項の整理並びに字句の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

下記対照表の変更案のとおり改めるものであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(本店の所在地) 第3条 本公司は、本店を東京都品川区に置く。</p> <p>[新 設]</p> <p>(公 告) 第4条 本公司の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行なう。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(株式の総数) 第5条 本公司の発行する株式の総数は、1億2,000万株とする。</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 本公司は、本店を東京都千代田区に置く。</p> <p>(機 関) 第4条 本公司は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 本公司の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行なう。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 本公司の発行可能株式総数は、1億2,000万株とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第6条</u> 本会社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の定</u>により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第7条</u> 本会社は、<u>会社法第165条第2項の定め</u>により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p>
<p>[新 設]</p>	<p>(株券の発行)</p> <p><u>第8条</u> 本会社は、株式に係る株券を発行する。</p>
<p>(1単元の株式の数)</p> <p><u>第7条</u> 本会社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>2 本会社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。</p>	<p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第9条</u> 本会社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2 本会社は、前条の規定にかかわらず単元株式数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しないことができる。</p>
<p>[新 設]</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第10条</u> 本会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>2. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第8条</u> 本会社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>3 本会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務</u>は、これを名義書換代理人に取扱わせ、本会社においては取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条</u> 本会社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 本会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿に関する事務</u>は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第9条 株券の種類、株式の名義書換、質権の得喪、株券の再発行、信託財産の表示又は抹消、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱及びその手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p><u>第10条 本会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p><u>2 前項のほか、必要がある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p><u>第11条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要があるごとに随時招集する。</u></p> <p><u>2 株主総会は、法令に別段の定がある場合を除き、取締役会の決議に基づいて社長が招集する。ただし、社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">[新 設]</p> <p style="text-align: center;">[新 設]</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第12条 本会社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及びその手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">[削 除]</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p><u>第13条 本会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">[削 除]</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第14条 本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(開催場所)</p> <p><u>第15条 株主総会は、東京都区部において開催する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議 長)</p> <p><u>第12条</u> 社長は、株主総会の議長となる。</p> <p>2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役が議長となる。</p> <p>[新 設]</p> <p>(決 議)</p> <p><u>第13条</u> 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p>2 商法第343条に定める株主総会の特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る多数をもってする。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第14条</u> 株主又はその法定代理人は、他の株主にその議決権の行使を委任することができる。ただし、株主が法人である場合には、使用人に議決権を行使させることができる。</p> <p>2 前項の場合においては、代理権を証する書面を総会ごとにあらかじめ本会社に提出しなければならない。</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p><u>第16条</u> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて社長が招集し、議長となる。</p> <p>2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第17条</u> 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対し提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議方法)</p> <p><u>第18条</u> 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第19条</u> 株主又はその法定代理人は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合においては、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録) <u>第15条</u> 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行なう。</p>	<p>(議事録) <u>第20条</u> 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項は</u>、議事録に記載又は記録する。</p>
<p>第4章 取締役及び<u>監査役</u></p>	<p>第4章 取締役及び<u>取締役会</u></p>
<p>(員 数) <u>第16条</u> 本会社に、取締役15人以内、監査役4人以内を置く。</p>	<p>(<u>取締役の員数</u>) <u>第21条</u> 本会社の取締役は、15名以内とする。</p>
<p>(選任の決議) <u>第17条</u> 取締役及び監査役の選任の決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>2 取締役の選任の決議については、<u>累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>(<u>取締役の選任</u>) <u>第22条</u> 取締役の選任の決議は、<u>株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 取締役の選任の決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p>
<p>(任 期) <u>第18条</u> 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>監査役</u>の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>4 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(<u>取締役の任期</u>) <u>第23条</u> 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>[削 除]</p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>[削 除]</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役) <u>第19条</u> 本会社を代表すべき取締役は、<u>取締役会の決議をもって定める。</u></p> <p>2 <u>取締役会の決議をもって、社長1人を置き、必要に応じて会長1人並びに副社長、専務取締役及び常務取締役各若干人を置くことができる。</u></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) <u>第24条</u> 取締役会は、<u>その決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって、社長1名を選定し、必要に応じて会長1名並びに副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
[新 設]	<p><u>(取締役会の招集権者及び議長)</u> <u>第25条</u> <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、議長となる。</u> <u>2</u> <u>社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。</u></p>
[新 設]	<p><u>(取締役会の招集通知)</u> <u>第26条</u> <u>取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
[新 設]	<p><u>(取締役会の決議方法)</u> <u>第27条</u> <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</u></p>
[新 設]	<p><u>(取締役会の決議の省略)</u> <u>第28条</u> <u>本会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>
[新 設]	<p><u>(取締役会議事録)</u> <u>第29条</u> <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="171 151 490 177">第 5 章 <u>取締役会及び監査役会</u></p> <p data-bbox="126 210 244 236">(取締役会)</p> <p data-bbox="115 240 549 384">第20条 <u>取締役会は、社長が招集し、その議長となる。ただし、社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p data-bbox="163 389 549 469">2 <u>監査役は、取締役会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。</u></p> <p data-bbox="163 474 549 617">3 <u>取締役会の招集の通知は、各取締役及び監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p data-bbox="126 651 356 676">(取締役会の決議方法)</p> <p data-bbox="115 681 549 761">第21条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行なう。</u></p> <p data-bbox="126 798 311 823">(取締役会議事録)</p> <p data-bbox="115 828 549 971">第22条 <u>取締役会における議事の経過の要領及び結果は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行なう。</u></p> <p data-bbox="126 1005 244 1031">(監査役会)</p> <p data-bbox="115 1035 549 1083">第23条 <u>監査役会は、各監査役が招集する。</u></p> <p data-bbox="163 1088 549 1136">2 <u>監査役会の議長は、監査役の互選をもって定める。</u></p> <p data-bbox="163 1141 549 1284">3 <u>監査役会の招集の通知は、各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p data-bbox="163 1289 549 1369">4 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定がある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</u></p>	<p data-bbox="639 151 936 177">第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p data-bbox="742 240 832 266">[削 除]</p> <p data-bbox="742 681 832 707">[削 除]</p> <p data-bbox="742 828 832 853">[削 除]</p> <p data-bbox="742 1035 832 1061">[削 除]</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>5 監査役会における議事の経過の要領及び結果は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行なう。</u></p>	<p><u>(監査役員の員数)</u> <u>第30条 本会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p><u>(監査役の選任)</u> <u>第31条 監査役の選任の決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u> <u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u> <u>第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>
[新 設]	
[新 設]	
[新 設]	
[新 設]	
[新 設]	
[新 設]	

現 行 定 款	変 更 案
<p>[新 設]</p> <p>[新 設]</p> <p>[新 設]</p> <p><u>第6章 相談役及び顧問</u></p> <p><u>第24条</u> 本会社に、取締役会の決議により、<u>相談役及び顧問若干人</u>を置くことができる。 2～3 [省 略]</p> <p><u>第7章 計 算</u></p> <p>(<u>営業年度</u>) <u>第25条</u> 本会社の<u>営業年度</u>は、4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(<u>配当金等</u>) <u>第26条</u> <u>利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</u></p>	<p>(<u>監査役会の議事録</u>) <u>第36条</u> <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p><u>第6章 会計監査人</u></p> <p>(<u>会計監査人の選任</u>) <u>第37条</u> <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(<u>会計監査人の任期</u>) <u>第38条</u> <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2</u> <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p><u>第7章 相談役及び顧問</u></p> <p>(<u>相談役及び顧問</u>) <u>第39条</u> 本会社に、取締役会の決議により、<u>相談役及び顧問若干名</u>を置くことができる。 2～3 [現行どおり]</p> <p><u>第8章 計 算</u></p> <p>(<u>事業年度</u>) <u>第40条</u> 本会社の<u>事業年度</u>は、<u>毎年</u>4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>) <u>第41条</u> 本会社の<u>期末配当の基準日</u>は、<u>毎年3月31日</u>とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2 本会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当（商法第293条ノ5の規定による金銭の分配をいう。）を行なうことができる。</u></p>	<p>[削 除]</p>
<p><u>3 本会社は、利益配当金及び中間配当金の支払の提供をした後3年を経過したときは、その支払の義務を免れるものとする。</u></p>	<p>[削 除]</p>
<p>[新 設]</p>	<p><u>2 本会社は、前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</u></p>
<p>[新 設]</p>	<p>(中間配当) <u>第42条 本会社は、取締役会の決議によつて、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>
<p>[新 設]</p>	<p>(配当金の除斥期間) <u>第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れる。</u></p>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役 岡部史生、木下嶺夫、森田謙宏、箕輪 毅、小野良一の各氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、これを補うため取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生 年 月 日)	略 歴	所 有 する 当 社 株 式 数
1	佐藤 弘 (昭和22年1月22日生)	昭和45年4月 当社入社 平成11年6月 // 経理部長 平成14年6月 // 取締役経理部長 平成17年6月 // 常務執行役員（現在に至る）	700株
2	市川 信三 (昭和24年7月20日生)	昭和47年4月 当社入社 平成11年6月 // 営業本部営業一部長 平成13年12月 // サハリンプロジェクト推進室長 平成14年6月 // 取締役サハリンプロジェクト推進室長 平成17年6月 当社取締役エネルギー供給システム調査室長 平成17年6月 当社常務執行役員エネルギー供給システム調査室長 平成18年4月 当社常務執行役員エネルギー供給システム調査室長 兼 東日本沿岸パイプライン建設推進室長 (現在に至る)	1,000
3	服部 昌樹 (昭和23年7月21日生)	昭和48年4月 当社入社 平成11年6月 // 探鉱本部探鉱一部長 (のち同探鉱計画室長) (のち同海外探鉱一部長) 平成15年4月 当社探鉱本部 平成15年6月 // 取締役探鉱本部副本部長 平成17年6月 // 常務執行役員探鉱本部副本部長 (現在に至る)	700

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴	所 有 する 当 社 株 式 数
4	石 井 正 一 (昭和24年9月23日生)	昭和48年4月 当社入社 平成11年6月 " 企画室長 平成15年6月 " 取締役企画室長 平成15年10月 白根瓦斯㈱代表取締役社長 (現在に至る) 平成17年6月 ㈱ジャベックスパイプライン代表 取締役社長 (現在に至る) 平成17年6月 北日本防災警備㈱代表取締役社長 (現在に至る) 平成17年6月 当社常務執行役員長岡鉱業所長 (現在に至る)	700株
5	吉 田 恒 夫 (昭和23年1月21日生)	昭和50年4月 当社入社 平成15年4月 " 開発本部開発技術部長 平成16年6月 " 取締役開発本部副本部長 平成17年6月 " 常務執行役員開発本部副本部長 (現在に至る)	1,600

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役4名中、横戸 勲氏は辞任いたしますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴	所 有 する 当 社 株 式 数
池 田 輝 三 郎 (昭和17年5月25日生)	昭和41年4月 ㈱日本興業銀行入行 平成12年3月 同行取締役副頭取 平成14年4月 みずほフィナンシャルグループ理事 平成14年6月 同理事退任	—

(注) 池田輝三郎氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。

第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、取締役 岡部史生、木下嶺夫、森田謙宏、箕輪 毅、小野良一の各氏及び監査役 横戸 勲氏は退任されることとなりました。

つきましては、この各氏に対し在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会にご一任願ひ、退任監査役については監査役間の協議によることといたしたいと存じます。

各氏の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
岡 部 史 生	平成9年6月 当社取締役 平成11年6月 // 常務取締役 平成13年6月 // 専務取締役 平成14年6月 // 代表取締役副社長 平成14年10月 JJI S&N B.V. 代表取締役（現在に至る） 平成16年12月 尖閣石油開発(株)代表取締役社長 （現在に至る） 平成17年2月 当社代表取締役副社長海外本部長 （現在に至る）
木 下 嶺 夫	平成11年6月 当社取締役海外本部副本部長 平成12年6月 // 取締役海外本部長 平成13年6月 // 常務取締役海外本部長 平成17年2月 // 常務取締役海外本部副本部長 （現在に至る）
森 田 謙 宏	平成9年6月 当社取締役探鉱部長 平成11年6月 // 取締役探鉱本部副本部長 平成13年6月 // 取締役探鉱本部長 平成14年6月 // 常務取締役探鉱本部長 平成17年2月 // 常務取締役探鉱本部長 兼 海外本部 副本部長 平成17年6月 当社常務取締役海外本部副本部長 （現在に至る）
箕 輪 毅	平成11年6月 当社取締役人事部長 平成14年6月 // 常務取締役人事部長 平成15年6月 // 常務取締役（現在に至る）

氏 名	略 歴
小 野 良 一	平成7年6月 当社取締役経理部長 平成11年6月 // 常務取締役 平成13年6月 // 専務取締役 平成16年6月 // 代表取締役副社長 平成18年4月 // 取締役（現在に至る）
横 戸 勲	平成11年6月 当社取締役秘書室長 平成12年1月 // 取締役営業本部副本部長 兼 営業二 部長 平成14年6月 日本海洋石油資源開発(株)常勤監査役 (現在に至る) 平成14年6月 当社監査役（現在に至る）

第6号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、平成14年6月25日開催の第32回定時株主総会において月額400万円以内と決議され、今日に至っておりますが、近年における監査役の職務及び責務の増大等諸般の事情を勘案いたしまして、これを月額500万円以内に改定させていただきたいと存じます。

なお、現在の監査役の員数は4名ですが、第4号議案を原案どおりご承認いただきますと、4名となります。

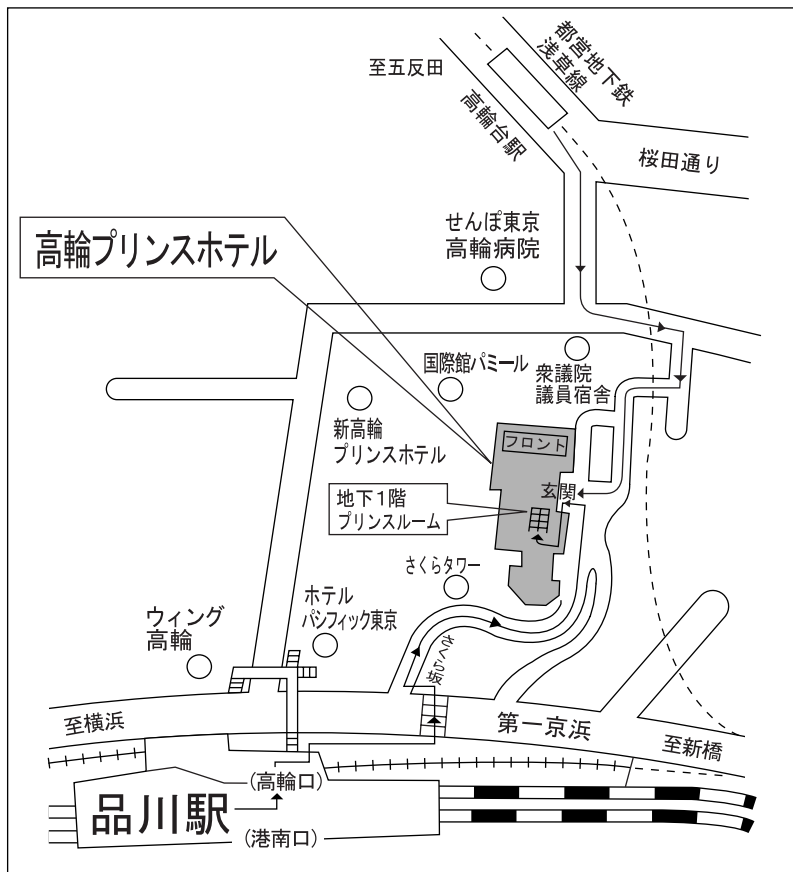
以 上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場案内図

東京都港区高輪三丁目13番1号
高輪プリンスホテル 地下1階 プリンスルーム
電話 03 (3447) 1111 (代表)



J R・京浜急行線 : 品川駅下車 徒歩9分
都営地下鉄浅草線 : 高輪台駅下車 徒歩7分